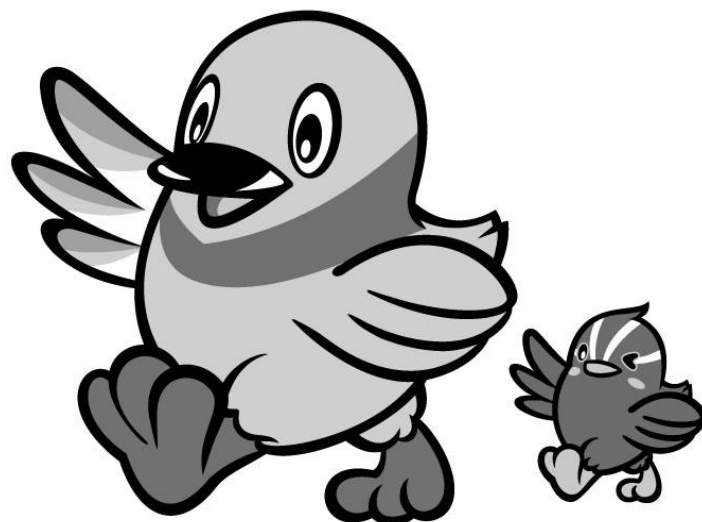


第3章

計画の将来像と基本的方向



第3章 計画の将来像と基本的方向

第1節 基本理念

《目指すべき将来像》
自立した生活を支えあい
健康長寿をめざすまち 三郷

第2節 重点目標

基本理念を達成するための基本となる重点目標を設定します。

第6期の重点目標は、「主体的な健康づくりと介護予防の推進」、「自立した生活を支える介護と支援の充実」、「地域包括ケアシステムの構築」の3つとします。

重点目標1	主体的な健康づくりと介護予防の推進
<p>個々の生活や心身の状態に応じた健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりと、多様な施策をとおして、日常生活における健康への意識づけと生活習慣の改善につながるような主体的な健康づくりへの支援を推進します。</p> <p>身体の機能回復・向上などの健康づくりへのアプローチだけでなく、地域づくりなど高齢者本人を取り巻く環境・地域へのアプローチも含め、バランスのとれた介護予防事業を推進します。</p> <p>年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく集える場としての、住民主体による地区サロン（通いの場）を市内各所に充実させ、相互に役割を持つことで生きがいや介護予防につながる地域づくりを推進します。</p>	

重点目標2	自立した生活を支える介護と支援の充実
<p>住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、地域の実情に応じた住民主体による、さまざまな介護・生活支援サービス等を提供し、また、生活支援の担い手となる高齢者等の社会参加を促し、高齢者の自立した生活を支援します。</p> <p>必要なサービスを適切に受けられるためのコーディネート機能を整備し、高齢者支援を行う企業、NPO、サークル、個人等のサービスの情報提供などにより利用の支援を行います。</p>	

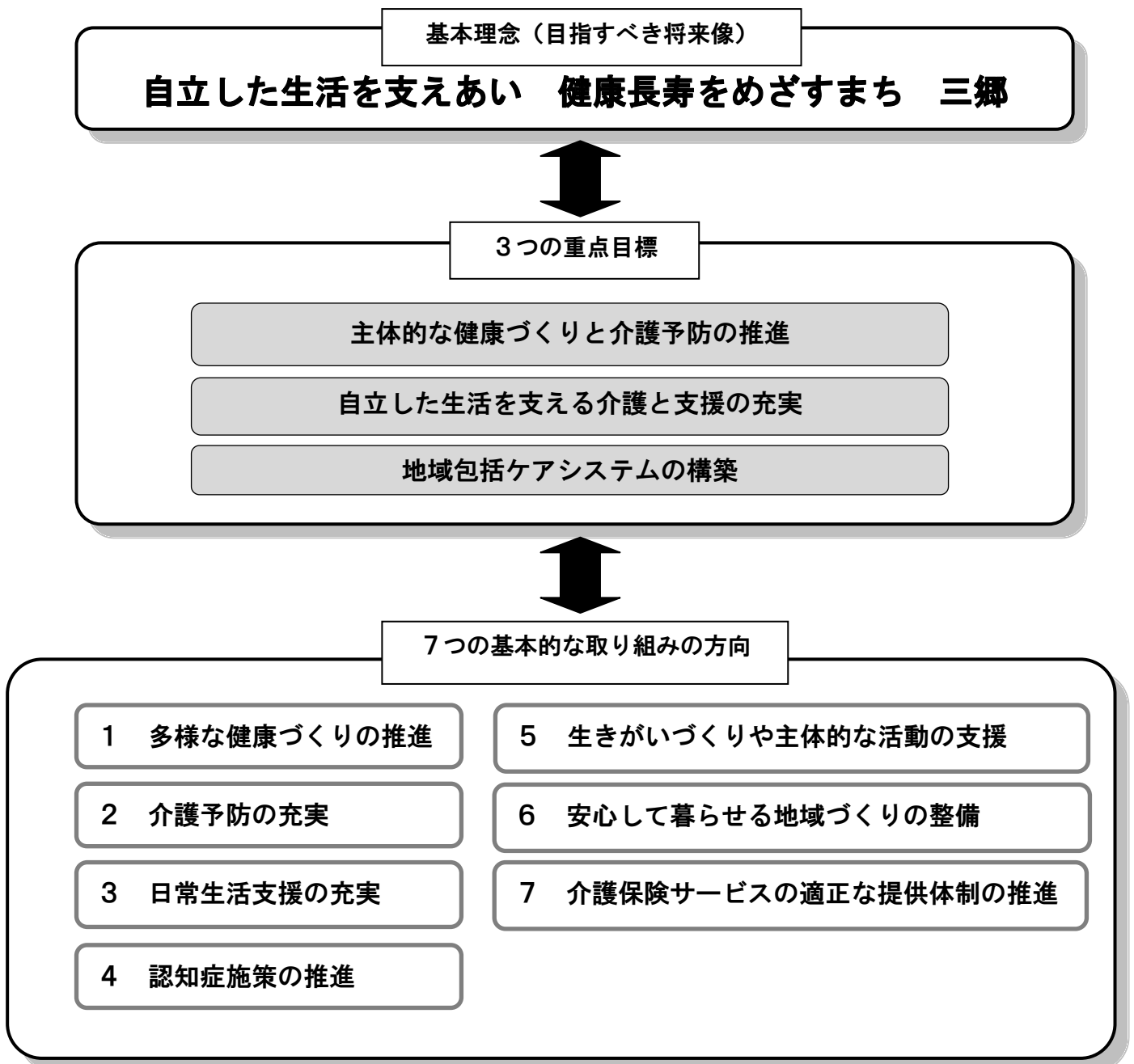
重点目標3	地域包括ケアシステムの構築
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療機関や介護サービス提供者、地域の方々などとともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各分野が、相互に連携し、コミュニケーションにより支えあう関係を築けるような、多様なネットワークづくりを支援し、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。</p>	

第3節 第6期計画における基本的な取り組みの方向

第6期計画では、基本的な取り組みとして、次の7つの方向を目指します。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1 多様な健康づくりの推進 | 5 生きがいきづくりや主体的な活動の支援 |
| 2 介護予防の充実 | 6 安心して暮らせる地域づくりの整備 |
| 3 日常生活支援の充実 | 7 介護保険サービスの適正な提供体制の推進 |
| 4 認知症施策の推進 | |

【施策の体系（全体像）】



第4節 地域包括ケアシステムの構築に向けて

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点的な取り組み

平成37年（2025年）には団塊の世代がすべて75歳に達し、全国では平成12年の介護保険制度施行時に約900万人だった75歳以上の後期高齢者が、2,000万人を突破することが見込まれています。特に、都市部を中心に、後期高齢者数が急増するとともに、高齢者のみの世帯や認知症の高齢者が増加することが見込まれています。認知症高齢者は、国の試算によれば、2025年には最大約730万人にのぼり、65歳以上の5人に1人に増加すると言われています。そのような中、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、生活の場である日常生活圏域で、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

●地域包括ケアシステムとは

○地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。本市においても、平成37年（2025年）までに、この地域包括ケアシステムを構築していくために、「在宅医療・介護の連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制の整備」「住み慣れた住まいで安心して暮らせる地域づくり」の4つを重点的な取り組みとして、継続的に推進していきます。



※厚生労働省資料より抜粋

地域包括ケアシステム

地域包括支援センターの役割

保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などが、高齢者の支援を行います。総合相談・権利擁護・介護予防に関する相談を行い、要介護状態になったとしても、地域で安心して生活ができるよう支援します。地域の方が相談しやすいように、地域包括支援センターの取り組みについて、情報発信をしていきます。

●地域包括ケアシステムの構築に向けた4つの重点的な取り組み

①在宅医療と介護の連携の推進

○高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた住まいで療養し、暮らしつづけるためには、在宅医療と介護を支える関係機関が連携し、包括的かつ継続的なサービスを提供することが必要です。在宅医療と介護が地域で一体的に提供できるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係機関や、介護事業所等の介護関係機関と十分に連携を図りながら、医療と介護の連携の会議を開催し、第6期計画期間中に段階を追って、地域の医療と介護が一体的に提供できるよう、関係機関による連携体制づくりを進めていきます。

②認知症施策の推進

○認知症高齢者が地域で安心して生活するためには、早期診断、早期治療に結び付けられるように医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関、地域包括支援センター、介護事業者、見守り等の生活支援サービス等が連携して対応していく必要があります。

また、地域の医療機関で「認知症外来」「物忘れ外来」の取り組みが進み、多くの医療機関で認知症の診療が受けられるように、医師会および各医療機関と連携していきます。

特に、医師と医療職・介護職の職員がチームを組んで認知症の方への初期支援に対応する、認知症初期集中支援チームの体制づくりや、認知症の方や家族が安心して立ち寄れる居場所づくりとしての認知症カフェの開設の推進を行っていきます。また、市民へ向けた認知症サポーター養成講座等の認知症の普及啓発や、認知症高齢者のいる家族等への支援を積極的に進めていきます。

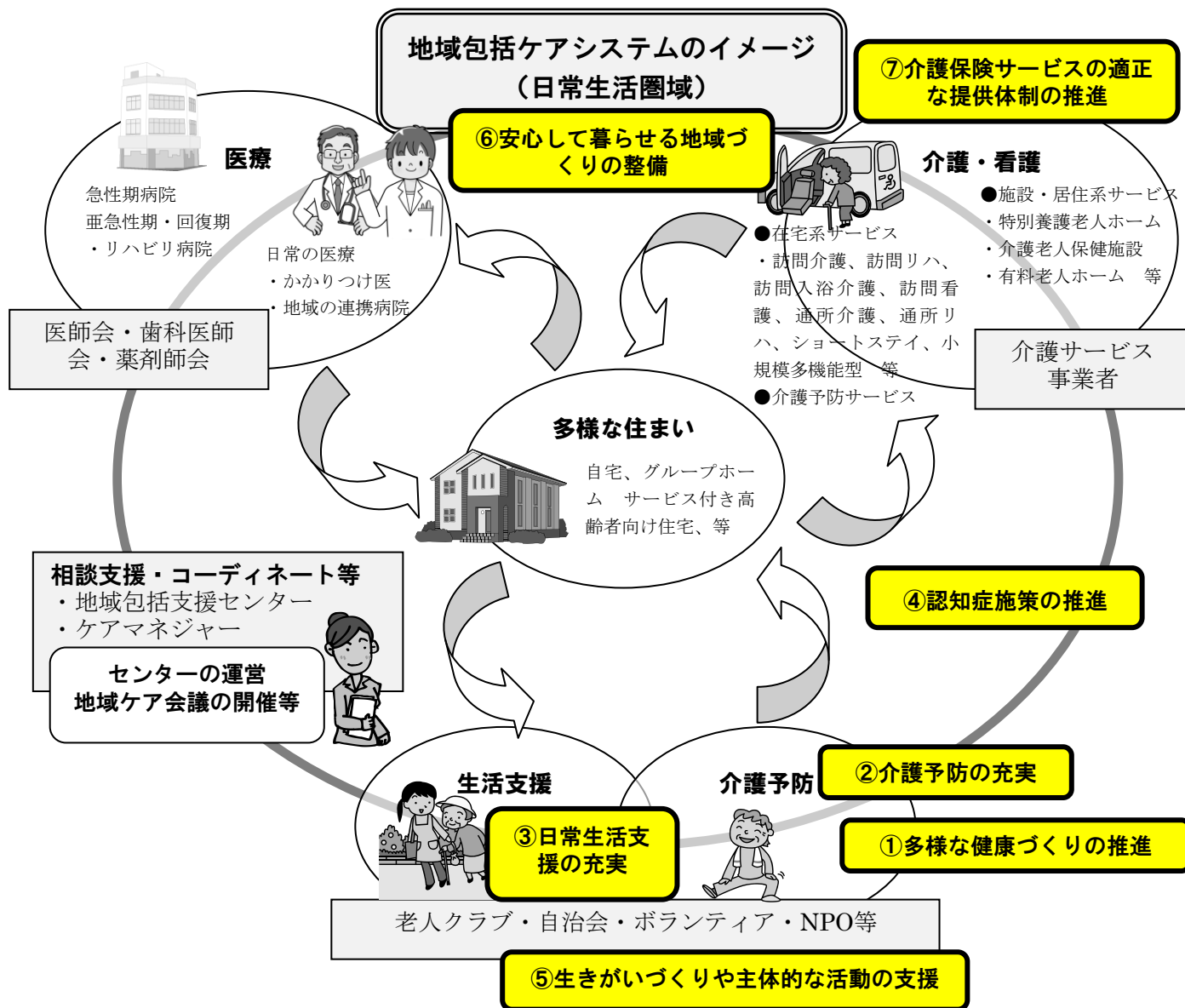
③生活支援体制の整備

○高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援や買い物・調理・掃除の生活支援に対するニーズが高まることが予想されます。そのような中、地域が主体となる多様なサービスの提供や、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されています。生活支援ニーズと社会資源を結ぶコーディネート機能の充実や協議体の設置を進めていきます。

④住み慣れた住まいで安心して暮らせる地域づくり

○高齢者における住まいは、地域包括ケアシステムの基礎となるものです。従来の住まいにとどまらず、高齢者が生活しやすい多様な住まいへの取り組みや、住まいにおいて多様な生活支援サービス等を利用しながら、個人の尊厳が確保された生活の実現が求められています。住宅政策の部門との連携を図りながら、高齢者が安心して住み続けられるような居住の安定的確保に努めていきます。

【地域包括ケアシステムと第6期計画における7つの基本的な取り組みのイメージ】



※厚生労働省資料をもとに作成

※地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。（『持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律』（平成25年法律第125号））

(2) 日常生活圏域の設定

国では、高齢者が必要なサービスや相談を身近な地域ですみやかに受けられるよう、「日常生活圏域」を定めることとしています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案することとしています。

本市では、第3期計画において、5つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに1か所ずつの地域包括支援センターを設置しました。第5期計画では、地域できめ細かく活動している民生委員との連携を強化していくため、民生委員・児童委員の担当区域を考慮して、圏域の見直しを行いました。

平成37年（2025年）までに地域包括ケアシステムを構築していく中で、地域包括支援センターは、地域ネットワークの調整役としての機能を果たすことから、第6期計画中に地域包括支援センターの増加を見据えた圏域の見直しを進めていきます。

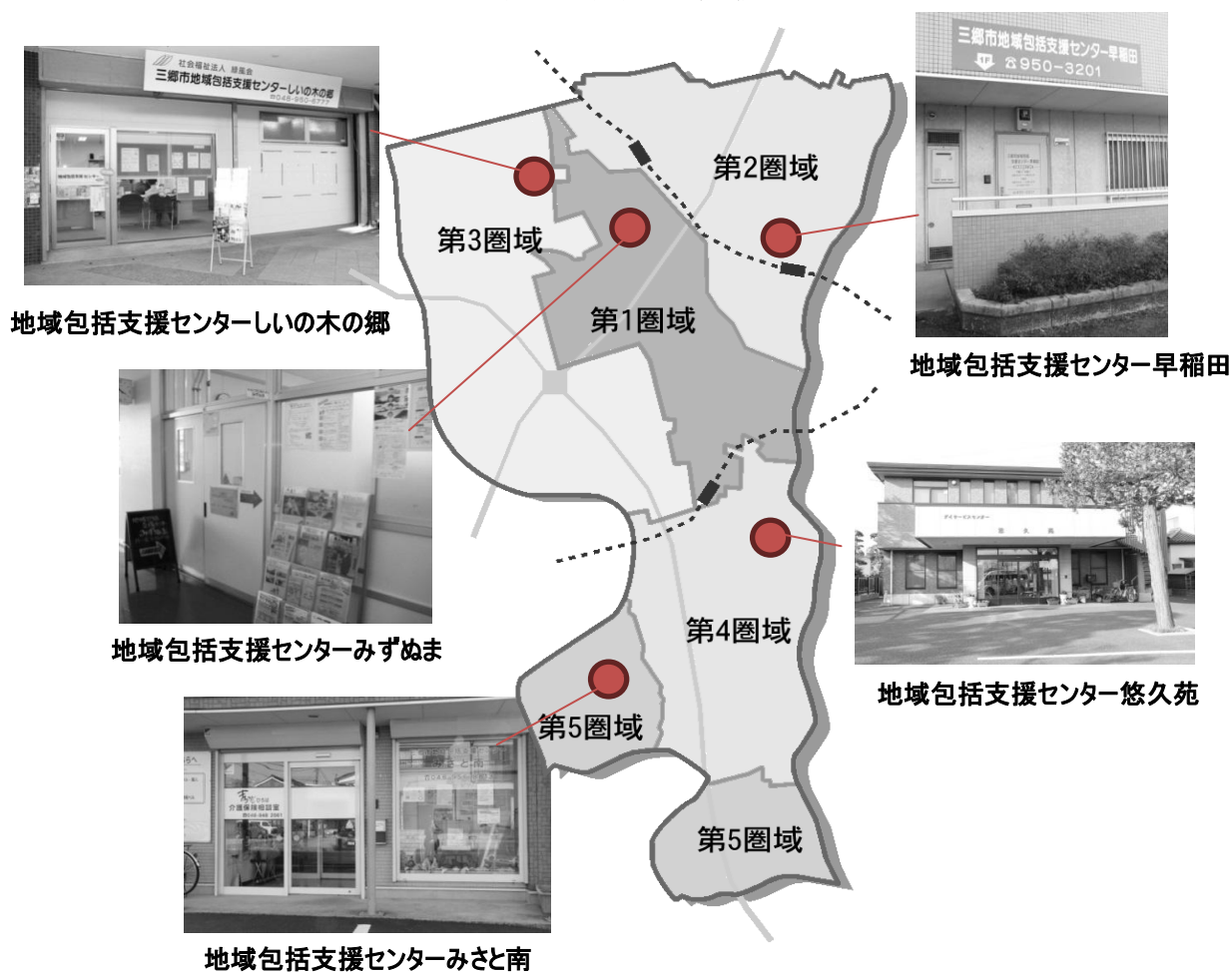
【日常生活圏域（5圏域）】

平成26年10月現在

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	計
圏域内総人口	27,031	28,849	31,475	19,313	29,817	136,485
世帯数	11,496	12,236	13,968	8,265	12,464	58,442
圏域内高齢者数	5,988	5,810	8,143	4,734	7,751	32,426
うち65歳～74歳	4,025	3,987	5,387	2,999	4,799	21,197
うち75歳以上	1,963	1,823	2,756	1,735	2,952	11,229
高齢化率	22.15	20.14	25.87	24.51	26.00	23.76
認定者数	774	742	1,101	608	986	4,211
要支援1	97	92	113	65	122	489
要支援2	125	163	170	88	149	695
要介護1	128	111	178	115	158	690
要介護2	156	142	184	141	196	819
要介護3	103	104	151	71	155	584
要介護4	94	68	154	63	102	481
要介護5	71	62	151	65	104	453
認定率	12.93	12.77	13.52	12.84	12.72	12.99

※認定者数は平成26年9月末現在

【日常生活圏域と地域包括支援センター】



【平成27年 2月現在】

圏域	センター名称	所在地	担当地域
第1圏域	みずぬま	上彦名870 ☎950-3322	大広戸、仁蔵、茂田井、幸房、岩野木、谷中、笹塚、南蓮沼、駒形、彦江、彦沢、番匠免、上口、上口3丁目、彦倉、彦野、下彦川戸、彦成4丁目、采女1丁目、泉、さつき平1~2丁目、新三郷ららシティ1~2丁目、中央3~5丁目
第2圏域	早稲田	早稲田 3-6-15 ジュネスファミユ 103 ☎950-3201	半田、小谷堀、前間、後谷、田中新田、丹後、彦成、彦成5丁目、采女新田、早稲田1~8丁目、三郷1~3丁目、新三郷ららシティ3丁目
第3圏域	しいの木の郷	彦成3-7-7-104 ☎950-6777	谷口、花和田、彦江1~3丁目、彦沢1~3丁目、番匠免1~3丁目、上口1~2丁目、彦倉1~2丁目、彦野1~2丁目、上彦川戸、上彦名、彦成1~3丁目、彦音1~2丁目、彦糸1~3丁目、彦川戸1~2丁目、天神1~2丁目、インター南1~2丁目
第4圏域	悠久苑	新和2-375 ☎949-0090	市助、新和1~5丁目、栄1~5丁目、鷹野1~5丁目、中央1~2丁目
第5圏域	みさと南	戸ヶ崎1-568-1 ☎956-8813	東町、高州1~4丁目、寄巻、鎌倉、戸ヶ崎、戸ヶ崎1~5丁目

第5節 施策・事業の一覧

第6期計画で取り組む施策・事業は以下のとおりです。

基本的な 取り組み事項	施策	実施事業
1 多様な健康 づくりの推進	(1) 健診等を通じた 健康づくりの推進	健康手帳事業
		健康診査事業
		高齢者インフルエンザ予防接種
		高齢者肺炎球菌予防接種事業
		食生活改善の啓発
		地域の健康づくり推進事業
		人間ドック受診費用助成事業
	(2) 運動を通じた 健康づくりの推進	シルバー元気塾の推進
		すこやかみさと健康体操事業
		すこやかみさとICウオーク事業
2 介護予防の充実	(1) 各種介護予防事業の 推進	介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		二次予防事業対象者実態把握事業
		通所型介護予防事業
		訪問型介護予防事業
		一次予防事業評価事業
		二次予防事業評価事業
	(2) 介護予防・日常生活 支援総合事業の実施	介護予防普及啓発事業
		地域介護予防活動支援事業
		介護予防把握事業
		一般介護予防事業評価事業
		地域リハビリテーション活動支援事業
		介護予防・日常生活支援総合事業
3 日常生活支援の 充実	(1) 生活支援サービスの 充実	配食サービス事業
		緊急通報システム事業
		老人福祉電話設置事業
		紙おむつ支給事業
		訪問理美容サービス事業
		家族介護慰労金支給事業
		徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業
		軽度生活援助事業
		生活管理指導短期宿泊事業
		救急医療情報キット配布事業

基本的な 取り組み事項	施策	実施事業
	(2)生活支援体制の整備	生活支援コーディネーターの配置 協議体の設置
	(3)地域の活動による 支援サービスの整備	あんしんサポートねっと事業
		ふれあい電話事業
		民生委員活動推進事業
	4 認知症施策の 推進	(1) 認知症高齢者支援の 推進
周知啓発活動		
認知症サポーターの養成		
認知症施策推進事業		
徘徊高齢者等SOSネットワーク事業		
認知症カフェの推進		
介護マークの普及		
(2) 権利擁護の推進		成年後見制度利用支援事業
		高齢者の虐待防止・早期発見及び権利擁護
		権利擁護センター事業
5 生きがいつくり や主体的な活動 の支援	(1) 地域との交流や 生きがいつくりの 支援	老人福祉センター運営事業
		老人憩いの家運営事業
		ふれあい・見守り拠点事業
		高齢者わくわく事業
		公衆浴場利用料金補助事業
		生涯学習・文化活動
		スポーツ・レクリエーション活動
		指定保養所利用補助事業
		敬老祝金支給事業
	(2) 社会活動への参加の 促進	コバトンお達者倶楽部事業
		老人クラブ活動支援事業
	(3) 高齢者の就労支援	ボランティア活動支援事業
		シルバー人材センターの事業促進
		ハローワーク連携事業 高齢者就業支援補助金交付事業

基本的な 取り組み事項	施策	実施事業
6 安心して暮らせる地域づくりの整備	(1) 在宅医療と介護の連携の推進	医療と介護の連携会議の推進
		医療と介護の連携のための人材育成
	(2) 地域包括支援センターの機能強化	介護予防相談
		総合相談支援事業
		包括的・継続的ケアマネジメント
		地域包括支援センターの体制整備と在宅介護支援センターの設置
	(3) 地域包括ケア体制の推進	地域見守りネットワークの推進
		日常生活圏域を基本とした地域ケア体制の充実
		虐待対応専門職チーム相談事業の推進
	(4) 安全・安心のまちづくり	バリアフリーの促進
		ユニバーサルデザインの推進
		防火・交通安全啓発事業
		防犯・消費者被害防止事業
避難行動要支援者支援制度の推進		
高齢者の多様な住まいの普及		
7 介護保険サービスの適正な提供体制の推進	(1) 介護保険サービスの充実	居宅サービスの量の見込み
		施設サービスの量の見込み
		地域密着型サービスの量の見込み
	(2) 施設・居住系サービスの計画的整備	施設・居住系サービスの計画的整備
	(3) 介護保険サービスの質の向上	介護給付費適正化事業
		相談体制の整備
		介護サービス事業者向け研修会等の開催
		地域密着型サービス事業者の指導監督
	(4) 介護保険制度の周知啓発	制度の周知啓発
		介護サービス情報の公表制度の活用

